

【国公立】令和7年度（2025年度） 熊本県奨学のための給付金における 前倒し給付募集案内（専攻科を除く。）

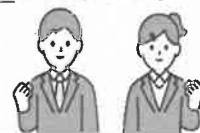
保護者の失職、倒産、死亡等の家計急変によって保護者等の収入が激減した世帯を対象に、授業料以外の教育費負担の軽減を目的とした給付金を支給します。（返済不要）

また、本募集は、特に負担の大きい入学時に必要な支援を受けることができるよう、新入生に対し4～6月分に相当する額の前倒し給付を行うものです。なお、前倒し給付は希望者のみを対象とし、希望しない場合には7月頃に実施する通常の募集において認定作業を経て年間分を給付します。

1 給付対象者

令和7年（2025年）4月1日（基準日）時点で、次の要件すべてに該当する世帯が対象です。

要件	
保護者	☐ 令和6年度の保護者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税ではないが、家計急変により、所得割が非課税相当となる見込みの世帯（※1）
	☐ 熊本県内に在住
生徒	☐ 高等学校等就学支援金の対象校に在学している。



対象者 : 新入生
申請 : 5月頃と7月頃
給付 : 申請の口座へ振込

※7月頃の募集でも申請できます。

生活保護法の規定による高校生等本人に生業扶助が行われている世帯の方及び令和6年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯の方は非課税世帯対象の募集で申し込んでください。

※1家計急変の基準

世帯人数	向こう1年間の収入見込
3人世帯	2,216,000 円未満
4人世帯	2,716,000 円未満
5人世帯	3,216,000 円未満
6人世帯	3,704,000 円未満
7人世帯	4,140,000 円未満
8人世帯	4,576,000 円未満

- ・年収見込には、退職金、失業手当は含めないものとします。
- ・年収見込額は、保護者1人の収入の場合です。
- ・保護者全員の収入状況が非課税相当か個別に確認します。複数人に収入がある場合はお問い合わせください。

2 給付金額

家計急変の発生	学校区分	金額
4月1日まで	全日制 定時制	相当額 35,925 円 (年額 143,700 円)
4月1日まで	通信制	相当額 12,625 円 (年 額 50,500 円)

※7～翌3月分については、7月1日現在における世帯区分の年額から4～6月分相当額を差し引いた額を給付します。（△ 申請が必要です。）

3 申請書類

書類	内容・注意点
◎熊本県奨学のための給付金交付申請書〔様式第1号〕	
①振込先口座の通帳の写し（コピー）	金融機関、支店、預金種別、口座番号、口座名義フリガナが確認できるページ
②家計急変の発生事由を証明する書類	◎申立書 ◎上記の申立書の他に、次の区分に応じて提出してください。 【解雇や離職の場合】 雇用保険被保険者離職票-2、雇用保険受給資格者証、解雇通知書など 【破産や廃業の場合】 破産宣告通知書、廃業等届出など 【疾病による減収・離職の場合】 【解雇や離職の場合】の書類に加え、診断書を提出 ※参考様式を県ホームページに掲載しています。 【その他の場合】…申立書に記載してください。
③家計急変前の収入を証明する書類	・令和6年度課税証明書（保護者全員）
④家計急変後の収入を証明する書類	○会社員等 会社作成の給与見込（急変後12ヵ月間）など ※参考様式を県ホームページに掲載しています。 ○自営業 税理士又は公認会計士が作成した家計急変後の収入を証明する書類など
⑤保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認するための書類	・扶養親族全員の記載が省略されていない課税証明書 ・扶養親族全員の健康保険証の写し（コピー） （いずれか）
⑤在学証明書（県外学校のみ）	県ホームページに掲載した様式に生徒の在学が証明したもの
⑥その他の書類	上記のほか委任状やその他必要書類を追加で求める場合があります。

※②及び④の区分に掲げる書類以外に確認ができる書類がある場合は、各学校にご連絡ください。

※家計急変後の収入見込が申請時よりも増加することとなった場合は、高校教育課へご連絡ください。

4 申請期限・提出先・問い合わせ先

【県内の高等学校等に在籍する場合】

提出期限	令和7年（2025年）5月30日（金）
提出先	小川工業高等学校 担当：深水（ふかみ）
問い合わせ先	0964-43-1151

※ 保護者等が県外にお住まいの場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください。

各都道府県の問い合わせ先は、以下の文部科学省HPに掲載されています。

ホームページ：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm

【県外の高等学校等に在籍する場合】

令和7年（2025年）6月13日（金）までに以下へご提出ください。

■熊本県教育庁県立学校教育局高校教育課修学支援班

〒862-8609 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

（電話：096-333-2675 受付時間：午前9時から午後5時（土日・祝日を除く））

◆申請書等は県ホームページからダウンロードできます。「熊本県高等学校等奨学のための給付金」で検索してください。

【家計急変】

奨学のための給付金 Q & A

Q 1 申請したら必ず全員に給付されますか？

A 1 給付要件を満たし、かつ、申請書類に不備がなく、審査の結果、交付を決定した場合に給付されます。

Q 2 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額とは何ですか？

A 2 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額とは、道府県民税及び市町村民税のうち、1年間の所得に応じて決まる税額のことです。市町村が発行する課税証明書等で確認することができます。

県民税	均等割額	CHECK	市民税額	均等割額	CHECK
	所得割額			所得割額	

Q 3 確定申告をしていませんが、どうすればいいですか？

A 3 確定申告をしていない場合、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を確認することができないため、申請はできません。お住まいの市町村役場にて道府県民税及び市町村民税の申告をした上で課税証明書の交付を受けるか、もしくは同様の手続きを行いマイナンバーでの申請を行ってください。

Q 4 課税証明書等又はマイナンバーは同居している祖父母等も必要ですか？

A 4 原則として、親権者の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額により判断しますので、祖父母等の課税証明書等又はマイナンバーは必要ありません。親権者が父母の場合は2名分のみ提出してください。

Q 5 保護者等が海外赴任のため課税証明書が発行できません。このような場合も対象になりますか？

A 5 海外赴任等で日本国内に住所を有しない場合（所得確認ができない場合）は、対象外です。

Q 6 休学している場合は給付金の対象になりますか？

A 6 給付金が交付される年度の4月から3月まで（入学年度においては入学日の属する月から3月まで）の1年間休学する場合を除き、給付金の対象となります。

Q 7 退学した場合は給付金を返還する必要はありますか？

A 7 給付金は、認定基準日時点で判断します。認定基準日以降の世帯状況等の変化、休学や退学などにより給付金を返還する必要はありません。

Q 8 子どもは県内の高校に在学、保護者は県外に住んでいます。熊本県に申請できますか？

A 8 給付金の申請は、保護者等の住所がある都道府県に対して行います。
申請手続きの詳細については、お住まいの都道府県へお問い合わせください。

熊本県奨学のための給付金交付申請書

熊本県教育長 様

令和7年 月 日

私は、以下の4点を確認したうえで、次のとおり奨学のための給付金を申請します。

- 1

この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- 2

この申請書に虚偽の記載があった場合は、熊本県の求めに従いその全額を即時返還します。
- 3

私は熊本県以外の都道府県に奨学のための給付金の申請は行っておりません。
- 4

この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではありません。

申請内容に該当するいずれかの□にレ点を付けてください。

申請区分	全学年選択可		新入生のみ選択可（年2回の申請が必要となります）	
	☐ 1年間分	☒ 4月～6月分（前倒し給付）		
		☐ 7月～翌年3月分（前倒し給付を受給された方）		
	☒ 家計急変（ 月から家計急変のため、別紙申立書を提出します。）			

ふりがな		高校生等との関係	☐ 親権者 ☐ 未成年後見人
申請者氏名			☐ 未成年後見人である里親
申請者住所	〒	TEL	☐ 主たる生計維持者 ☐ 生徒本人
	—	—	☐ その他（ ）

【1 対象となる高校生等について】

ふりがな			生年月日	年 月 日	
氏 名					
在学する学校	学校の名称	熊本県立小川工業高等学校			課程 ☒ 全日制 ☐ 定時制 ☐ 通信制
	学校の所在地	熊本 都道府県 宇城 市区町村 小川町北新田770番地			
	在学期間	令和7年4月1日～令和10年3月31日		学年	1年
過去の高等学校等における在学期間	学校名	年 月 日		学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数
		～ 年 月 日			0 回
	学校名	年 月 日		学校の種類・課程・学科	在学時に給付金を受給した回数
		～ 年 月 日			回

【2 生活保護（生業扶助）の受給状況について】

基準日現在の世帯の状況について該当する□にレ点を付けてください。

①	☐	生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給しているため、生活保護受給証明書を提出します。 → 裏面【5 振込口座の届出】へ進んでください。
②	☐	生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）は受給していません。 → 裏面【3 保護者等の収入の状況について】へ進んでください。

（裏面も記入してください。）

【3 保護者等の収入の状況について】

(1) 次の者の所得確認書類を提出します。基準日現在で該当する□にレ点を付けてください。

①	☐	親権者（両親）2名分 又は 生計維持者（両親）2名分（※） ※生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
②	☐	親権者 1名分 （親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。） ・離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の所得確認書類を提出できない場合 等
③	☐	未成年後見人（ ）名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	☐	生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	☐	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

(2) 所得確認書類を提出する保護者等の氏名及び生徒との続柄を記入してください。

氏名 (ふりがな)	生徒との続柄	氏名 (ふりがな)	生徒との続柄

上記保護者等のその年の1月1日現在（前倒し申請の場合は、その前年の1月1日現在）の市区町村までの住所（日本国内に住所を有していない場合には、□にレ点を付けてください。）

都 道 市 区 府 県 町 村	都 道 市 区 府 県 町 村
☐ 日本国内に住所を有していない。	☐ 日本国内に住所を有していない。

【4 扶養親族の状況について】

当該世帯に基準日現在、対象となる高校生等以外に15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合には、記入してください。

扶養親族の状況	対象生徒から見た	氏名	生年月日	職業・学歴等	扶養関係	備考
	兄・姉・その他（ ）	記入不要				
	兄・姉・その他（ ）					
	兄・姉・その他（ ）					
				□上記以外		

【5 振込口座の届出】

口座振替払	金融機関名	銀行・農協 信用金庫 信用組合	支店名	本店 支店・支所 出張所	金融機関・支店コード
	預金種別	1 普通 2 当座	口座番号	フリガナ	口座名義

※振込口座が確認できる書類（通帳の表紙やキャッシュカード等のコピー）を添付してください。
※申請者以外の者の口座を指定する場合、委任状が必要です。

【認定欄】※県記入欄

交付決定額
円

※必要事項の記入漏れ・添付書類の不足などがあると交付要件の確認ができず、給付金の交付が遅れることや交付できない場合があります。

別記第1号様式

熊本県奨学のための給付金交付申請書

熊本県教育長 様

令和 7 年 4 月 1 日

私は、以下の4点を確認したうえで、次のとおり奨学のための給付金を申請します。

- この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- この申請書に虚偽の記載があった場合は、熊本県の求めに従いその全額を即時返還します。
- 私は熊本県以外の都道府県に奨学のための給付金の申請は行っておりません。

①該当する申請区分に✓をつけ、家計急変が発生した月を記入してください。

福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費）の支弁対象ではありません。

申請区分

☐ 1年間分

新入生のみ選択可（年2回の申請が必要となります）

☐ 4月～6月分（前倒し給付）

☐ 7月～翌年3月分（前倒し給付を受給された方）

☐ 家計急変（月から家計急変のため、別紙申立書を提出します。）

ふりがな

申請者氏名

高校生等との関係

②申請者は、保護者等になります。氏名・住所等を記入してください。

申請者住所

【1 対象となる高校生等について】

ふりがな

氏名

③対象となる高校生等について記入してください。

在学する学校

学校の名称

課程

☐ 全日制 ☐ 定時制
☐ 通信制

学校の所在地

都道府県

④該当する課程に✓してください。

在学期間

年 月 日 ～ 年 月 日

学年

年

過去の高等学校等における在学期間

⑤在学中に給付金を受給した回数を記入してください。
※今回の申請分及び前倒し給付は含まないでください。

【2 生活保護（生業扶助）の受給状況について】

基準日現在の世帯の状況について該当する□にレ点を付けてください。

① ☐ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第3を受給しているため、生活保護受給証明書を提出

② ☐ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第3は受給していません。

→ 裏面【3 保護

【重要】

⑥基準日現在の生活保護の受給状況について、該当する項目に✓を付けてください。

＜生活保護を受給されている場合＞

【添付書類】生業扶助受給証明書

申請書の記入例（裏）

【3 保護者等の収入の状況について】

(1) 次の者の所得確認書

①	☐	親権者（両） ※生徒が在学	⑦課税証明書等を添付する保護者等について、該当する項目に✓を付けてください。【必須】 ※保護者等については、高等学校等就学支援金の申請と同一の方となります。 【添付書類】保護者等全員の課税証明書等（マイナンバーによる申請は不可）
②	☐	親権者 1 名 ・離婚、死別等 ・親権者が存在	
③	☐	未成年後見 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。	
④	☐	生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1 名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等	
⑤	☐	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない	

(2) 所得確認書類を提出する保護者等の氏名及び生徒との続柄を記入し

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄
(ふりがな)		(ふりがな)	

上記保護者等のその年の1月1日現在（前倒し申請の場合は、その前年の1月1日現在）の市区町村までの住所（日本国内に住所を有していない場合には、□にレ点を付けてください。）

都府	記入不要	市区町村
☐ 日本国内に住所を有		ていない。

⑧課税証明書等を添付する保護者等の氏名・続柄を記入してください。【必須】

【4 扶養親族の状況について】

当該世帯に基準日現在、対象となる高校生等以外に15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合には、記入してください。※家計急変申請の場合は、申請者の扶養親族全員を記入してください。

対象生徒から見	氏名	生年月日	職業・学校名学年等	課程等	備考
扶養親族の状況	この欄は記入不要ですが、世帯収入（世帯人数）を判定するため、 【添付書類】扶養親族全員の記載が省略されていない課税証明書又は扶養親族分全員の健康保険証の写し（コピー）は必須です。				

【5 振込口座の届出】

口座振替払	金融機関名	銀行・農協 信用金庫 信用組合	支店名	本店 支店・支所 出張所	金融機関・支店コード
	預金種別	1 普通 2 当座	口座番号	フリガナ	口座名義

※振込口座が確認できる書類（通帳の表紙やキャッシュカード等のコピー）を添付してください。

※申請者以外の者の口座を指定する場合、委任状

【認定欄】※県記入欄

交付決定額
円

⑩振込を希望する口座情報を記入してください。【必須】

【添付書類】通帳表紙又はキャッシュカードの写し等
〈申請者以外の者の口座を指定する場合〉

【添付書類】熊本県奨学のための給付金受領委任状

記入上の注意

【対象となる高校生等について】の欄は次によって記入してください。

- イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- ロ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校（専攻科を含む）、中等教育学校の後期課程（専攻科を含む）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ハ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④高等学校（専攻科）」、「⑤中等教育学校（後期課程）」、「⑥中等教育学校（専攻科）」、「⑦高等専門学校（1～3学年）」、「⑧専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑨専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑩専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑫専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑬専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑭各種学校（外国人学校）」、「⑮各種学校（その他）」の別を記入してください。

【保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
- ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ロ (1)①に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
- (1)②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の課税証明書等を提出できない場合」は、(1)④及び⑤並びに(2)の「親権者が存在しない場合」に含まれます。
- ハ (1)①又は③に該当するときは、保護者等全員の課税証明書等又はマイナンバーを添付してください。
- ニ (1)④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の課税証明書等又はマイナンバーを添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

【扶養親族の状況について】の欄は、次によって記入してください。

15歳（中学生は除く。）以上23歳未満の被扶養者については、扶養誓約書に生徒本人及び該当の兄弟姉妹の扶養状況を記入してください。

留意事項

- イ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- ロ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。
- ハ 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く）が措置されている場合には、原則として補助対象外となります。

振込口座が確認できる書類を添付してください。

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）
が分かる通帳の表紙やキャッシュカードの写し

（※必ず添付してください。）

添付書類の例

※振込口座が確認できる書類（例：ゆうちょ銀行の場合）

11960 1234561

ショウガク ハナコ

株式会社ゆうちょ銀行

通算貯金ご利用の上限額 13,000,000円

この口座を他金融機関からの振込の受取口座として利用される際は
次の内容をご指定ください
【店名】一九八（読み イチキユウハチ）
【店番】198【預金種目】普通預金【口座番号】0123456

振込口座の金融機関名、口座番号、口座
名義人（カナ）が分かる通帳の表紙や
キャッシュカードの写しを添付してくだ
さい。

※申請者以外の者の口座を指定する場
合は、別途「熊本県奨学のための給付金受
領委任状」を提出してください。

申 立 書

1 家計急変事由

以下の項目に該当するものすべてに☑をしてください。

また、該当する事由に応じて(*)の書類等(裏面参照)を提出してください。

☐減収

(※収入見込証明書等)

☐失職

(※離職票等)

☐被災

(※減免通知書等)

☐死別・離婚

(※戸籍全部事項証明書等)

☐疾病

(※診断書等)

☐その他 (

)

2 申立内容

枠内に保護者等の家計急変に至る事由を記入してください。

(いつから、どのような理由で、保護者等の収入にどのような影響があったのか等)

【例】保護者等2人ともに住民税に課税があり、ともに家計急変事由(失職、疾病)がある場合

(申請者名)は2022年1月下旬に勤めていた会社が倒産し、2月から収入がなくなった。現在は再就職しているが、昨年度に比べて給与が低く、今後しばらくは収入が回復しない見込み。

(配偶者名)は2022年4月19日に(病名)と診断された。10月末まで休職のため減収する。

申請者氏名

年 月 日

会社名

代表者名

印

※ 収入減及び疾病等による休職の場合は、お勤め先に証明を受けてください。

※ 個人事業主の方は、代表者として証明をしてください。

家計急変事由別の添付書類例

☐ 減収

- ・申立書
- ・所得課税証明書(個人用で控除額が確認できるもの)
- ・扶養親族全員の人数、年齢が確認できるもの(保険証等)
- ・(給与と所得者の場合)家計急変後の給与所得見込証明書(減収が発生した月から向こう1年間分)(※)
提出できない場合は、家計急変後の会社発行の給与明細(減収が発生した月から3ヶ月分)
- ・(事業所得者の場合)急変後向こう1年間の事業所得見込証明書(※)

及び直近の確定申告書のコピー

※減収の発生が前年の場合、今年の1月から12月の(給与・事業)所得見込証明書を提出してください。

☐ 失職

- ・申立書
- ・所得課税証明書(個人用で控除額が確認できるもの)
- ・扶養親族全員の人数、年齢が確認できるもの(保険証等)
- ・離職票2又は雇用保険受給資格者証(離職日、離職区分(離職コード)が確認できるもの)
※自己都合退職の方は対象外です。
なお、病気やけがを原因とした失職は、疾病で申請できることがあります。
- ・離職後に再就職している場合は、会社発行の給与見込み証明書(向こう1年間分)
提出できない場合は給与明細(3ヶ月分)

☐ 疾病による減収・失職

減収又は失職と同様の提出書類に加え、以下を提出してください。

- ・診断書(※)又は通院の事実がわかる書類(3ヶ月分)
※診断名、就労不能期間(いつからいつまでか。回復の目途が立たない場合はその旨を記載してあるもの)

☐ 死別・離婚

- ・申立書
- ・所得課税証明書(個人用で控除額が確認できるもの)
- ・扶養親族全員の人数、年齢が確認できるもの(保険証等)
- ・戸籍全部事項証明書(親権者と子が確認できるもの)
※家計急変後の所得を確認する書類は不要です。

☐ 被災

- ・申立書
- ・所得課税証明書(個人用で控除額が確認できるもの)
- ・扶養親族全員の人数、年齢が確認できるもの(保険証等)
- ・罹災証明書

家計急変の事由や内容によって、必要な書類は異なります。
家計急変での申請を検討されている方は、高等学校等へお尋ねください。
上記以外にも書類の提出を依頼する場合があります。

収入実績・見込証明書(家計急変・給与収入用)

住 所

氏 名

既に支払われている給与等についてはその実績額、未払いの分については見込額を記入してください。

雇 用 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日		
支 給 形 態	(月給・日給・時給・その他) 円		
月 別	給 与	諸 手 当	支 給 総 計
令和 年 月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
その他			
合 計			

※支給総額については、社会保険料、税控除前の金額を記入してください。

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

住 所

事業所名

代表者名

印

診 断 書	
住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
病 名	
摘 要	
上記の通り診断する。 令和 年 月 日 住所	

記入例

診 断 書	
住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
病 名	
摘 要 令和〇年△月×日上記発症。同日より現在まで当院に入院加療中である。〇月〇日に手術予定。術後3か月間の入院期間、退院後3か月間の自宅療養およびリハビリテーション実施を要するため、×月×日まで就労困難な状態である。 【記入事項】 ・いつから発症したか ・現在の症状 ・いつからいつまでが就労困難か（見込みが立たない場合は、今後向こう1年間の就労の可否を記入してください。）	
上記の通り診断する。 令和 年 月 日 住所 〇〇市△△町1-2-3 〇〇病院 医師 〇〇 〇〇	